

インターネット異性紹介事業を開始する皆様へ

埼玉県警察本部

1 新規事業開始届出の手続き

- (1) インターネット異性紹介事業開始の届出
インターネット異性紹介事業を開始しようとする日の前日までに届出
- (2) 届出先
事業の本拠となる事務所の所在地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に届出
(窓口は所轄警察署生活安全課)
- (3) 届出時に必要な書類・添付書類
届出には、次の書類が必要になります。

区 分	個人の届出		法人の届出	
事業開始届出書	正本 1 通		正本 1 通	
住民票の写し ※ 1	届出者本人	1通	役員全員	各1通
誓約書 ※ 2	同上	1通	届出法人	1通
登記されていないこと の証明書 ※ 3	同上	1通	役員全員	各1通
身分証明書 ※ 4	同上	1通	同上	各1通
URLを使用する権 限のあることを疎明 する資料	事業に使用する 全てのURL	各1通	同左	各1通
法定代理人の書面 (未成年の場合) ※ 5	届出者本人	1 通	—	—
定款の写し	—	—	届出法人	1通
登記事項証明書	—	—	同上	1通

上記の他に、異性交際希望者が児童でないことを確認する方法において、IDやパスワードを付与する業務を他の者に委託している場合は、次の書類も必要になります。

区 分	委託を受ける者が個人		委託を受ける者が法人	
住民票の写し ※ 1	委託を受ける者	1通	役員又は業務に従事させようとする職員、使用人その他の従業者	各1通
登記されていないこと の証明書 ※ 3	同上	1通	同上	各1通
身分証明書 ※ 4	同上	1通	同上	各1通
誓約書 ※ 6	同上	1通	委託を受ける法人	1通
診断書 ※ 7	同上	1通	役員又は業務に従事させようとする職員、使用人その他の従業者	各1通
定款の写し	—	—	委託を受ける法人	1通
登記事項証明書	—	—	同上	1通

- ※1 住民票の写しは、本籍地記載のもので、外国人は外国人登録原票の写し
- ※2 誓約書（インターネット異性紹介事業者用）は、個人についてはインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（以下「法」という。）第8条第1号から第5号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面であり、法人については役員に係る法第8条第1号から第4号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- ※3 登記されていないことの証明書とは、東京法務局が発行するもので、成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

○窓口申請の場合（東京法務局又は各県にある地方法務局の本局でのみ申請可能）

埼玉県内で窓口申請できるのはさいたま地方法務局のみ

さいたま地方法務局

〒330-8513 埼玉県さいたま市中央区下落合5丁目12番1号

（さいたま第2法務総合庁舎）

電話 048-851-1000

○郵送申請の場合（東京法務局でのみ申請可能）

東京法務局民事行政部後見登録課

〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15

九段第2合同庁舎7階

電話 03-5213-1234

- ※4 身分証明書とは、市区町村長が発行するもので、成年被後見人とみなされる者、被保佐人とみなされる者、準禁治産者又は破産手続き開始の決定を受け復権を得ない者に該当しない旨の証明書
- ※5 法定代理人の書面とは、児童でない未成年者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）でインターネット異性紹介事業を営むことに関し、法定代理人の許可を受けている場合は、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）を記載した書面並びに当該許可を受けていることを証明する書面（インターネット異性紹介事業者の相続人である児童でない未成年者でインターネット異性紹介事業を営むことに関し、法定代理人の許可を得ていない場合は、被相続人の氏名、住所及びインターネット異性紹介事業に係る事務所の所在地を記載した書面並びにその法定代理人に係る※1から※4までに掲げる書類（法定代理人が法人である場合においては、その法人に係る届出書類））
- ※6 誓約書（識別符号付与業務の委託を受ける者用）とは、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則第5条第3項第1号イからホまでに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- ※7 診断書とは、アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者に該当しない旨の医師の診断書

なお、事業開始届出書及び誓約書の様式はインターネットの埼玉県警察ホームページ「申請書ダウンロードコーナー」又は事業の本拠とする事務所を管轄する警察署生活安全課から入手できます。

2 事業の規制

インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童買春その他の犯罪から児童を保護し、もって児童の健全な育成に資するという法の目的を実現するため、インターネット異性紹介事業に対して必要な規制を行う。

3 事業者の義務

- (1) インターネット異性紹介事業について広告又は宣伝をする時は、児童がインターネット異性紹介事業を利用してはならない旨を明らかにしなければならない。
- (2) 異性交際に関する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧できる状態にして異性交際希望者に伝達するときや、異性交際希望者が直接連絡を取ることができるようにするときには、あらかじめ異性交際希望者が児童でないことを確認しなければならない。
- (3) インターネット異性紹介事業を利用して禁止誘引行為が行われていることを知った時は、速やかに、異性交際情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができないようにするための措置を取らなければならない（書き込みの削除等）。

4 主な罰則

- (1) 1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又はこれを併科
 - ア 公安委員会による事業停止命令又は事業廃止命令に違反した場合
 - イ 処分移送通知書の送付を受けた公安委員会による事業停止命令に違反した場合
- (2) 6か月以下の懲役若しくは100万円以下の罰金
 - ア 届出をしないでインターネット異性紹介事業を行った場合
 - イ 自己の名義をもって、他人にインターネット異性紹介事業を行わせた場合
 - ウ 公安委員会による指示に違反した場合
 - エ 処分移送通知書の送付を受けた公安委員会による指示に違反した場合
- (3) 100万円以下の罰金
禁止誘引行為（法第6条第5号を除く。）を行った場合
- (4) 30万円以下の罰金
 - ア 事業開始届出書又は添付書類に虚偽の記載のあるものを提出した場合
 - イ 届出事項に変更があった時に、届出事項変更届出書又は添付書類を提出しなかった場合
 - ウ インターネット異性紹介事業を廃止したときに、事業廃止届出書を提出しなかった場合
 - エ 届出事項変更届出書、事業廃止届出書又は添付書類に虚偽の記載のあるものを提出した場合
 - オ 公安委員会による報告又は資料の提出の求めに応じなかった場合
 - カ 公安委員会による報告又は資料の提出の求めに対し、虚偽の報告若しくは資料の提出をした場合

（注意） 事業開始届出書の届出事項に変更が生じたとき、又は事業を廃止したときは、変更又は廃止の日から14日（届出事項変更届出書に登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、20日）以内に提出の義務があります。怠ると罰則が適用されるので十分注意願います。

問合せ先 ○ 事業の本拠となる事務所を管轄する警察署生活安全課

○ 埼玉県警察本部サイバー犯罪対策課 048（832）0110（内線704-364）

（注）問合せは、月曜日から金曜日（祝日及び年末年始を除く。）の午前9時から午後5時までの時間帯でお願いします。